

食品による危害に関する緊急時対応実施要綱

平成 20 年 4 月 23 日

食品危害情報総括官会議幹事会申合せ

本要綱は、「食品による危害に関する緊急時対応基本要綱」（平成 20 年 4 月 23 日食品危害情報総括官会議申合せ）に基づき行う緊急時対応に係る関係府省の役割分担等について定めたものである。

1 関係府省の役割分担

関係府省は、次に掲げる役割分担を踏まえて、迅速かつ適切な対応を行うとともに、相互に十分な連絡、連携及び調整を図りつつ、政府一体となった対応を行うことにより、消費者の安全への悪影響の防止又は抑制に努めることとする。

（１）内閣府国民生活局

食品による危害に関する情報収集、関係府省の連携の促進、関係府省の対応状況の取りまとめと国民への情報提供

（２）内閣府食品安全委員会

食品による危害に関する情報及び科学的知見の収集、国民への科学的知見の提供、必要に応じ食品健康影響評価等の実施

（３）厚生労働省

食品による危害に関する情報収集、関係都道府県等に対する技術的助言、食品等事業者に対する関係都道府県等を通じた自主回収等の要請、食品衛生に関する施策の状況に関する国民への情報提供、必要に応じ、食品衛生法第 60 条の規定に基づく厚生労働大臣から都道府県知事等に対する要請の実施

（４）農林水産省

食品による危害に関する情報収集、消費者相談窓口の設置、食品等事業者による自主回収等についての協力要請

（５）文部科学省

食品による危害に関する情報収集、各都道府県教育委員会への情報提供

2 情報の収集等

関係府省は、以下に従って、平時から、情報の収集及び共有等に努めることとする。

(1) 情報の収集、整理及び分析

関係府省は、地方公共団体、関係試験研究機関、関係国際機関、関係国の公的機関、関係団体等から、食品による危害に関する情報の収集、整理及び分析を行うこととする。特に、地方公共団体からの情報収集は、関係府省がそれぞれの所管法令に基づき行うこととする。

なお、以下の情報については、次に掲げるとおり収集することとする。

① 内閣府国民生活局

パイオネットを通じた食品による危害に関する情報の収集

② 内閣府食品安全委員会

報道機関及びインターネット等からの国内外における食品による危害に関する情報の収集、委員及び専門委員等を通じた科学的知見の収集

③ 厚生労働省

食品衛生法第58条の規定に基づく都道府県知事等から厚生労働大臣に対する食中毒に関する報告、国内外における食品による危害に関する情報の収集

④ 農林水産省

農林水産物の生産から食品の販売に至る各段階における国内外の食品による危害に関する情報の収集

⑤ 文部科学省

都道府県教育委員会を通じた学校給食に係る食品による危害に関する情報の収集

(2) 情報の共有等

① 関係府省は、(1)に掲げる情報収集の結果などに基づき、重要事案に係る情報を認知した場合には、当該事案が緊急事態に当たるか否か、また、当面の対応についての検討を行うこととする。

- ② 関係府省は、重要事案に係る情報を認知した場合には、国民生活局に速やかに電話により口頭で伝達するとともに、様式 1 を用いてEメール又はFAXにより通報することとする。また、平時から、定期的に行われる食品危害情報総括官会議等を通じて、収集、整理及び分析を行った重要事案に係る情報について、相互に十分な情報交換及び連携を図ることとする。
- ③ 国民生活局は自ら重要事案に係る情報を認知し、又は重要事案に係る情報の通報を受けた場合には、当該事案が緊急事態に当たるか否かの判断を求めるため、直接又は秘書官を通じて内閣府特命担当大臣（国民生活）（内閣府特命担当大臣（国民生活）が対応できない場合には、内閣府担当副大臣又は担当大臣政務官。以下同じ。）へ迅速に報告を行うこととする。

3 緊急事態への対応

- （１）関係府省は、２（１）に掲げる情報収集の結果などに基づき、緊急事態としての対応が必要であると考えられる場合には、食品危害情報総括官を中心として、相互に情報連絡窓口を通じて、電話により口頭で伝達するとともに、様式 1 を用いてEメール又はFAXにより情報提供することとする。
- （２）この場合、関係府省は、（１）のほか、必要に応じ、内閣総理大臣及び官房長官へ秘書官等を通じて速やかに報告を行うこととする。ただし、２（２）③の報告に基づき、内閣府特命担当大臣（国民生活）が自ら緊急事態に当たると判断する場合には、必要に応じ、国民生活局が内閣総理大臣及び官房長官へ秘書官等を通じて速やかに連絡を行うこととする。
- （３）関係府省は、食品危害情報総括官を中心として、それぞれが個々に定めるマニュアルに基づく情報連絡、緊急時対応を行うための体制の確立、対応策の決定等を迅速かつ適切に行うこととする。
- （４）緊急事態において、内閣府特命担当大臣（国民生活）が臨時

食品危害情報総括官会議を開催する際には、緊急事態を認知した食品危害情報総括官は最初の会議において様式 1 を用いて緊急事態の概要（発生状況、原因物質等）の報告を行うこととする。

- （５）関係府省の食品危害情報総括官は、２回目以降の臨時食品危害情報総括官会議を開催する際には、様式 2 を用いて取組の状況等を報告することとする。
- （６）関係府省は、必要に応じ、臨時食品危害情報総括官会議終了後に国民生活局を中心に記者ブリーフィングを行うとともに、被害拡大防止の観点から収集等を行った情報について報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、迅速かつ適切に広く国民に提供することとする。